2026年８月１日

入院に係る高額療養費制度について

入院患者さんにおける、入院医療費の自己負担を軽減する制度です。

◇ 所得により定められた自己負担限度額を超過する場合に利用できます。

１ヵ月単位（１日～末日まで）で医療機関の窓口で支払う額が自己負担限度額を超過した場合に適用されます。（自己負担限度額は患者さまにより異なります）

◇ ご利用方法

事前に保険者で手続きをし、交付された「限度額適用認定証」を病院窓口に提示することで、窓口では自己負担限度額のお支払いで済みます。
マイナ保険証をご利用の方はオンライン資格確認システムで限度額情報が確認できるため、手続きは不要です。

◇ 申請先

国民健康保険 後期高齢者医療の場合	お住まいの「**各区役所・市町村役場**」
各種社会保険の場合	全国健康保険協会→「**各協会支部**」 組合管掌保険→「**各健康保険組合**」 共済組合→「**各共済組合**」

◆認定証の提示がない場合もしくは手続きが間に合わない場合は通常の保険負担割合のご請求となります。後日、保険者に還付(払い戻し)の手続きを行なって下さい。

◆発行までに時間を要する場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

◆令和８年８月より新たに『**年間の上限額**』が新設されました。毎年８月から翌年７月までの１年間に支払った自己負担額が、年間上限額を超えた場合、それ以上の医療費については加入している健康保険（保険者）から払い戻しを受けることができます。

◆特別室（差額ベッド）使用料は対象外となります。

◆ご不明な点がございましたら受付窓口まで申し出ください。

医療法人社団慈藻会　平松記念病院

2026年８月１日

・入院医療費（令和８年８月～令和９年７月まで）

70歳未満の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額（月額）	多数該当※1	年間上限額※2
ア：標準報酬月額83万円以上	270,300+(医療費-901,000円)×1%	140,100円	1,688,000円
イ：標準報酬月額53万～79万円	179,100+(医療費-597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円
ウ：標準報酬月額28万～50万円	85,800+(医療費-286,000円)×1%	44,400円	530,000円
エ：標準報酬月額26万円以下	61,500円		530,000円
オ：低所得者(住民税非課税)	36,900円	24,600円	290,000円

70歳以上の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額（月額）	多数該当※1	年間上限額※2
現役並み所得者Ⅲ	270,300+(医療費-901,000円)×1%	140,100円	1,688,000円
現役並み所得者Ⅱ	179,100+(医療費-597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円
現役並み所得者Ⅰ	85,800+(医療費-286,000円)×1%	44,400円	530,000円
一般	61,500円		530,000円
低所得者(住民税非課税)Ⅱ	25,700円	24,600円	290,000円
低所得者(住民税非課税)Ⅰ	15,700円	－	180,000円

※1　多数該当は、当該療養があった月を含め、過去12ヵ月以内に高額療養費(世帯単位)に該当した月が、３回以上あった場合、４回目以降の自己負担限度額に適用されます。

※2　年間上限額は毎年８月から翌年７月までの12ヵ月間の合計が対象となります。

・食事療養費

低所得者(住民税非課税)の方は、食事療養費が減額されます。加入している医療保険の保険者で手続きを行い交付された「標準負担額減額認定証」を病院窓口に提示して下さい。

所得区分	標準負担額(１食あたり)	長期該当※3
一般・現役並み	550円	－
低所得者(住民税非課税)Ⅱ	270円	220円
低所得者(住民税非課税)Ⅰ	130円	－

※3　長期該当は過去１２ヵ月で区分Ⅱの標準負担額減額認定証の交付を受けている期間のうち、入院日数が90日を越えている場合に認定を受けると該当となります。